

第2節 特許庁	431
1. 2016年度の知的財産政策及び知的財産活動に関する主な動き（総論）	431
1. 1. 知的財産政策のおもな動き	431
1. 2. 企業における知的財産活動	432
1. 3. 大学における知的財産活動	434
2. 産業財産権をめぐる動向	436
2. 1. 特許	436
2. 2. 商標	440
2. 3. 意匠	442
2. 4. 審判	444
3. 審査体制整備のための取組	445
3. 1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組	445
3. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組	446
4. 国際的な取組	447
4. 1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組	447
4. 2. 知的財産保護のための取組	450
4. 3. TPP協定の国内実施の為の産業財産権制度の検討	450
5. 知的財産活動の活性化のための取組	450
5. 1. 中小企業等に対する支援	450
5. 2. 大学等に対する支援	453
5. 3. 知財活用全般に対する支援	454

第2節 特許庁

1. 2016年度の知的財産政策及び知的財産活動に関する主な動き（総論）

1. 1. 知的財産政策のおもな動き

近年、企業活動のグローバル化、第4次産業革命の進展と産業構造の変化等、知的財産を取り巻く状況は急速に変化している。このような状況下において、我が国企業の事業活動は多様化し、企業にとっては新たな時代に対応したより高度かつ複雑な知財戦略に対応することが必要となりつつある。知的財産行政の中核を担う特許庁としても、このような企業の多様な知財戦略を支援し、円滑にイノベーションが起こせるよう、様々な施策に取り組んでいる。

特許審査に関しては、任期付審査官の活用や先行技術文献調査の外注の拡充等を通じて、審査処理能力を維持・向上させ、2016年度には、年度内に審査が終了する案件の権利化までの平均期間を16か月未満にするとともに、年度内に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間を11か月未満にするという同年度の目標を達成した。また、審査の質の一層の向上を図るための取組の一環として、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された審査品質管理小委員会により、2016年4月に「審査品質管理小委員会報告書(平成27年度)」が取りまとめられた。これを踏まえ、特許庁は「審査の品質管理において取り組むべき事項(2016年度)」を定めて審査の品質管理システムを強化した。さらに、2017年3月には、年度明け早々の報告書取りまとめを念頭に、同小委員会により、2016年度の審査品質管理の実施体制・実施状況に対する評価及び改善提言の検討が行われた。

新たな産業財産権制度の検討としては、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会により、2017年3月に報告書「我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて」が取りまとめられた。同報告書では、特許権侵害訴訟の特殊性に鑑み、①公正・中立な第三者の技術専門家に守秘義務を課し、証拠収集手続に関与できるようにする制度及び②書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続において、書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度の導入について、特許法の改正を視野に検討を進めることが適当であるとされた。また、特許庁が経済産業省内の関係部局と連携して2016年10月に立ち上げた「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関

する検討会」により、「産業財産権システム」、「データの利活用」及び「国際標準化」の各観点から提言を取りまとめた報告書「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について」が2017年4月に取りまとめられた。

また、新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出等、企業活動のグローバル化が進んでいる。新興国等において知的財産が保護・活用されることは、企業にとっては当該国で事業を展開するため、当該国にとっては外国企業の投資を呼び込むため、非常に重要である。日本国特許庁は、各国・地域の知的財産制度・運用の更なる調和や、新興国における知的財産制度の整備・強化のための取組を進めている。さらに、第一庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ(PPH)」を拡大している。

さらに、知的財産活用支援として、海外駐在経験のある知財専門人材(海外知的財産プロデューサー)の派遣による中小企業等への支援を実施している。

また、環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)が2016年2月に署名されたことを受け、本協定の実施を確保するための必要な措置の検討を行った。

産業構造審議会知的財産分科会にて審議を行い、その審議を踏まえ策定した特許法の改正案及び商標法の改正案を含む、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が、2016年12月9日に可決・成立し、同月16日に公布された。しかし、同法案は、2017年1月の米国による同協定からの離脱表明を受けて、2016年度末時点では未施行となっている。各都道府県に設置された「知財総合支援窓口」は、2016年度から事業の実施主体を独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)とし、同館の専門窓口や他機関との連携を強化して支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大し、支援体制を強化した。

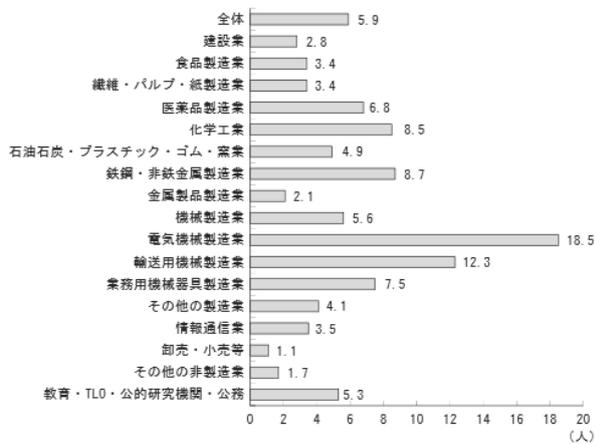
1. 2. 企業における知的財産活動

(1) 我が国企業等における知的財産担当者数

知的財産活動調査の結果によると、2015年度の業種別1者当たりの知的財産担当者数は以下のとおりとなった(参照：図1)。

「電気機械製造業」が18.5人と最も多く、次いで「輸送用機械製造業」が12.3人、「鉄鋼・非鉄金属製造業」(8.7人)、「化学工業」(8.5人)、「業務用機械器具製造業」(7.5人)、「医薬品製造業」(6.8人)となっており、これらの業種では全体平均を上回った。

図1：業種別の知的財産担当者数（1者当たりの平均値）



(備考)産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人の回答を集計した。
(資料)特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

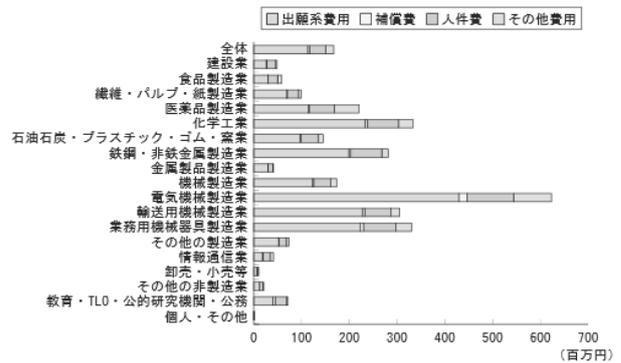
(資料)特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

(2) 我が国企業等における知的財産活動費の現状

2015年度の我が国企業等の知的財産活動に要する費用の平均は、以下のとおりであった(参照：図2)。

内訳をみると、ほとんどの業種において出願系費用の占める割合が最も多く、知的財産活動費全体に与える影響が大きいことが分かる。

図2：業種別の知的財産活動費（1者当たりの平均）



(備考)産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人の回答を集計した。
(資料)特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

業種	標準数	平均知的財産活動費(百万円)			
		うち出願系費用	うち補償費	うち人件費	うちその他費用
全体	2,991	165.9	113.2	3.6	33.8
建設業	108	48.8	28.1	1.6	17.9
食品製造業	164	60.2	29.7	0.4	19.8
繊維・パルプ・紙製造業	82	69.3	69.2	0.8	23.3
医薬品製造業	93	231.0	114.4	1.7	53.4
化学工業	220	317.8	233.8	4.2	65.9
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	215	145.8	97.2	2.4	35.2
鉄鋼・非鉄金属製造業	74	281.8	186.1	4.2	65.3
金属製品製造業	118	41.3	29.4	0.9	9.6
機械製造業	191	169.6	123.4	2.7	35.1
電気機械製造業	294	623.4	430.5	17.5	97.2
輸送用機械製造業	128	292.9	227.6	5.1	55.3
業務用機械器具製造業	94	331.1	223.9	6.1	67.9
その他の製造業	181	65.3	51.9	0.7	15.2
情報通信業	139	42.7	18.1	1.7	14.2
卸売・小売等	315	10.1	6.0	0.1	3.2
その他の非製造業	283	20.6	11.6	0.3	6.9
教育・TL0・公的研究機関・公務	242	70.2	40.3	4.6	23.4
個人・その他	94	1.2	0.6	0.0	0.0

- (ア) 出願系費用
産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用(弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。)
- (イ) 補償費
企業等の定める補償制度(職務発明規程等)に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費
- (ウ) 人件費
企業等で知的財産業務を担当する者の雇用に係る費用の直近の会計年度総額
- (エ) その他費用
上記の3分類に含まれない費用(知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料)

(資料)特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

(3) 我が国企業等における特許権の利用状況

2014年度から2015年度にかけて権利所有件数は約8千件増加した。2015年度の利用率(利用件数/所有件数)は47.8%であり、2008年度から5割程度で推移している(参照：図3)。また、防衛目的件数の割合は32.6%となっている。

特許権の利用率は業種によって異なっている。「電気機械製造業」において利用割合が最も高く、「繊維・パルプ・紙製造業」、「業務用機械器具製造業」が続いた(参照：図4)。

※全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体についての推計を行った数値であることに留意する必要がある。

図3：国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）

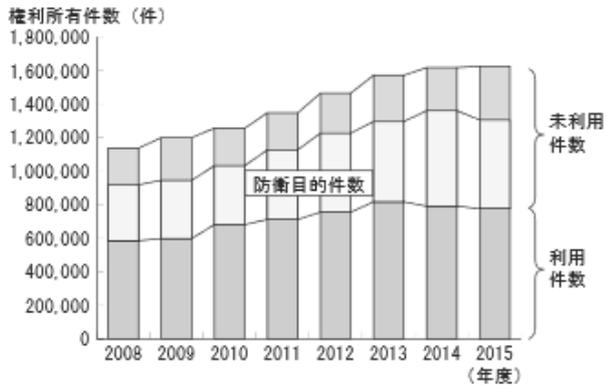
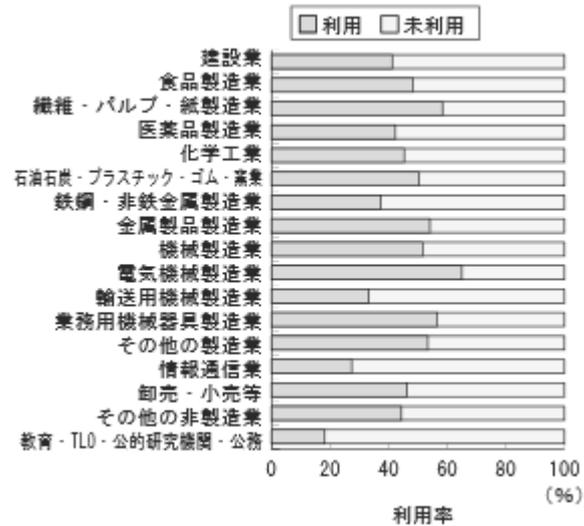
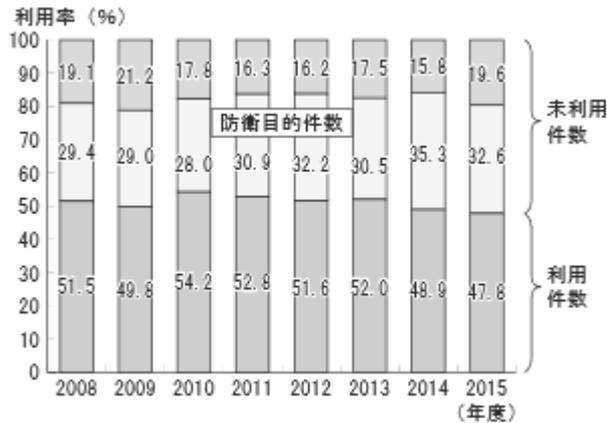
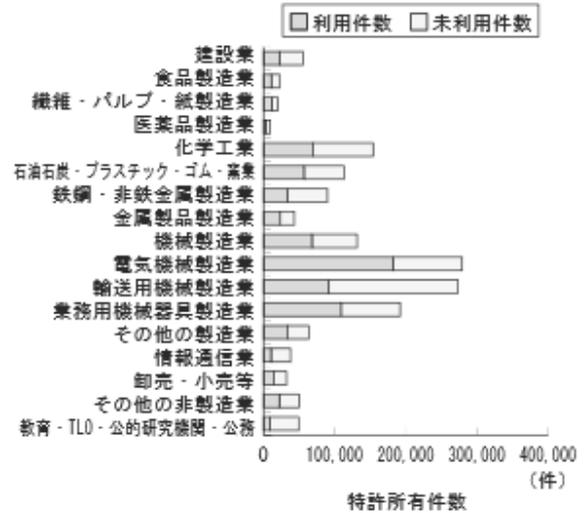


図4：国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値）



	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
国内特許権所有件数(件)	1,136,566	1,199,184	1,255,489	1,346,804	1,464,176	1,570,897	1,616,472	1,624,596
うち利用件数	584,904	597,519	681,059	711,773	755,209	816,825	790,752	776,358
うち未利用件数	551,572	601,665	574,430	635,031	708,967	754,072	825,720	848,238
うち防衛目的件数	334,564	348,028	350,946	415,630	471,041	479,029	569,938	529,115

【資料】特許庁「平成22年知的財産活動調査報告書」

（資料）特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

業 種	件数	国内種別特許件数(件)		利用率
		うち利用件数	うち未利用件数	
全体	67,466	1,624,596	776,358	47.8%
建設業	2,295	65,454	22,911	35.0%
食品製造業	2,766	22,490	10,899	48.5%
繊維・パルプ・紙製造業	1,266	19,967	11,677	58.5%
医薬品製造業	376	9,366	3,971	42.4%
化学工業	1,103	164,340	70,280	42.8%
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	1,806	112,054	66,920	59.7%
鉄鋼・非鉄金属製造業	389	89,943	33,694	37.5%
金属製品製造業	1,367	43,204	23,476	54.2%
機械製造業	2,274	131,722	89,099	67.3%
電気機械製造業	1,205	279,359	182,023	65.2%
輸送用機械製造業	820	272,670	91,092	33.4%
業務用機械器具製造業	839	192,334	109,113	56.7%
その他の製造業	1,911	83,746	34,114	40.6%
情報通信業	2,869	38,116	10,462	27.4%
卸売・小売等	11,276	32,279	16,029	49.7%
その他の非製造業	2,761	49,893	22,170	44.4%
教育・TL0・公的研究機関・公務	862	49,626	9,067	18.3%

【資料】特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

（資料）特許庁「平成28年知的財産活動調査報告書」

1. 3. 大学における知的財産活動

知的財産の創造において、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は大きい。このような認識の下、全国各地で大学の産学官連携本部や技術移転機関（TLO）が設置され、また、産学連携知的財産アドバイザーの派遣や特許料・審査請求料の減免措置などの施策も導入されてきた。

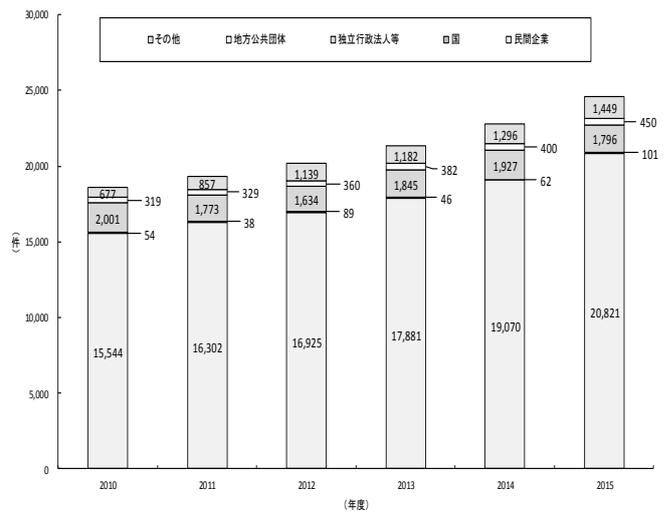
近年の産学連携の取組の推進とオープン・イノベーションの進展を背景に、大学等における共同研究及び受託研究の件数は増加傾向で推移している。2015年度の大学等における共同研究件数は、前年度より1,862件増加して24,617件（参照：図5）、受託研究件数は前年度より2,740件増加して25,763件（参照：図6）であった。

大学等からの特許出願件数を見ると、2004年には5,000件弱であったが、2005年には7,000件を超え、2004年の国立大学法人化を境に急激に増加した。その後、2007年をピークに漸減傾向にあったが、2016年の特許出願件数は前年比3.7%増の7,223件であった（参照：図7）。

大学等からの特許出願の審査状況を見ると、2016年に審査結果が出たもののうち、特許査定されたものは全体の80%であった（参照：図8）。

2016年の大学等によるPCT国際出願の公開件数ランキングを見ると、第1位から第5位までを米国の大学が独占した。他方、日本、中国、韓国、シンガポール、サウジアラビアの大学が30位以内に16校ランクインするなど、アジア圏の大学も積極的に国際的な権利取得を行っている状況がうかがえる。我が国の大学は30位以内に6校含まれており、最高位は第7位の東京大学である（参照：図9）。

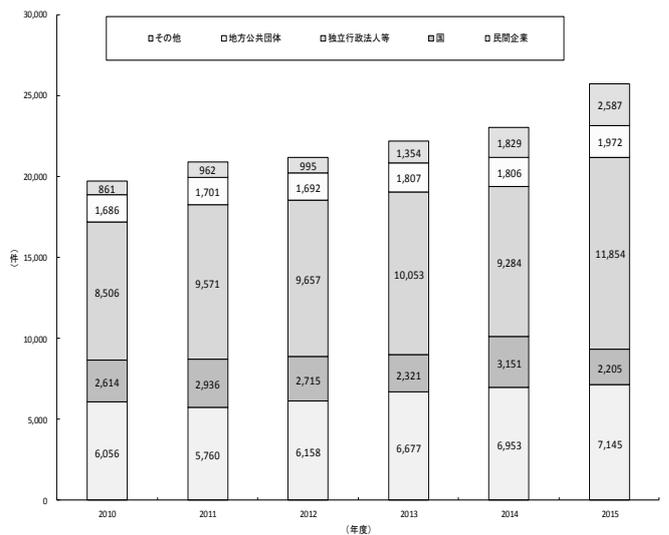
図5：大学等における共同研究件数の推移（相手先別）



（備考）単位未満は四捨五入

（資料）文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

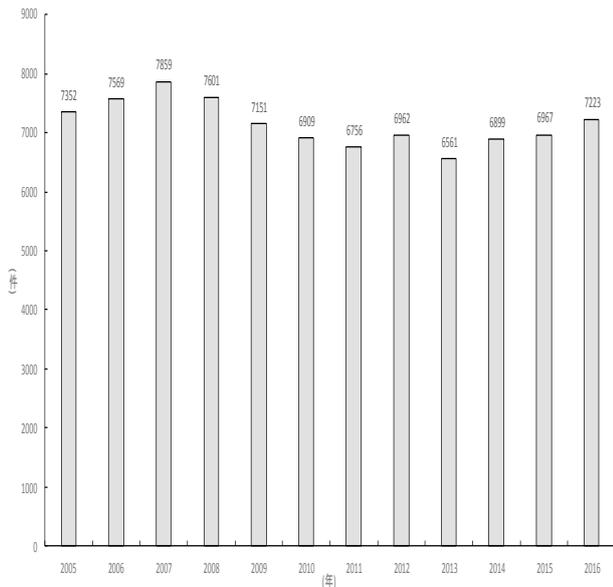
図6：大学等における受託研究件数の推移（相手先別）



（備考）単位未満は四捨五入

（資料）文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

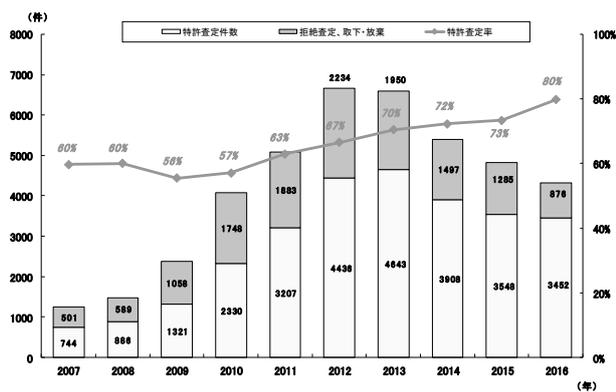
図7：大学等からの特許出願件数の推移



(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TL0 の出願を検索・集計。企業等との共同出願を含む。

(資料) 特許庁作成

図8：大学等からの特許出願の審査結果の状況の推移



(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TL0 の出願を検索・集計。企業等との共同出願を含む。

(資料) 特許庁作成

図9：PCT 国際出願の公開件数上位 30 位にランクインした国内の大学 (2016 年)

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学(米国)	434
2	マサチューセッツ工科大学(米国)	236
3	ハーバード大学(米国)	162
4	ジョンズ・ホプキンス大学(米国)	158
5	テキサス大学システム(米国)	152
6	ソウル大学校(韓国)	122
7	東京大学	108
8	スタンフォード大学(米国)	104
9	漢陽大学校(韓国)	101
10	フロリダ大学(米国)	97
11	ペンシルバニア大学(米国)	96
12	ミシガン大学(米国)	94
13	高麗大学校(韓国)	87
13	深圳大学(中国)	87
13	KAIST(韓国)	87
16	清華大学(中国)	84
16	中国鉱業大学(中国)	84
18	カリフォルニア工科大学(米国)	73
19	アブデュラ王立工科大学(サウジアラビア)	72
19	京都大学	72
21	名古屋大学	69
22	ノースウエスタン大学(米国)	67
22	コロンビア大学(米国)	67
24	大阪大学	65
25	南洋理工大學(シンガポール)	64
26	デューク大学(米国)	62
26	デンマーク工科大学(デンマーク)	62
28	ノースカロライナ大学(米国)	60
28	スイス連邦工科大学ローザンヌ校(スイス)	60
30	延世大学校(韓国)	56
30	九州大学	56
30	東北大学	56

(備考) ・最初に記載された出願人名を基に件数を数えている。

・出願件数は、2016 年に国際公開された出願の件数である。

(資料) WIPO ウェブサイトの記事「Record Year for International Patent Applications in 2016; Strong Demand Also for Trademark and Industrial Design Protection」(2017 年 3 月 15 日) の項目「Annex 3: Top PCT applicants by educational institution」を基に特許庁作成

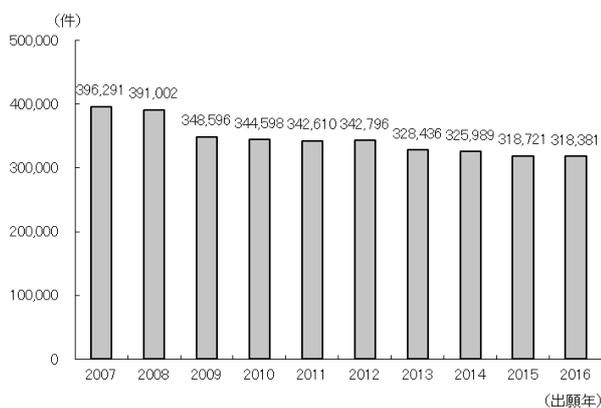
2. 産業財産権をめぐる動向

2. 1. 特許

過去 10 年間の特許出願件数の推移を見ると、2007 年以降漸減傾向で推移しているが、減少幅は縮小しつつあり、2016 年は 31.8 万件（前年比 0.1% 減）であった（参照：図 10）。他方、日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）の件数は、2014 年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2016 年は 4.4 万件（前年比 3.2% 増）と、過去最高となった（参照：図 11）。このように、かつては国内偏重の出願構造であったが、現在は PCT 国際出願の活用が進んでいる。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していること、知財戦略における量から質への転換に伴い、出願人による出願の厳選が進んでいることなどが背景にあるものと考えられる。

2001 年 10 月以降の出願について審査請求期間が 7 年から 3 年に短縮されたことにより、審査請求件数の一時的な増大が生じていたが、これも 2008 年 9 月末をもって終了した。2009 年以降は横ばいで推移し、2016 年の審査請求件数は、24.0 万件であった。

図 10：出願件数の推移



（備考）特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）のうち国内移行した出願件数の合計数である。また、PCT 国際出願については国内書面の受付日を基準としてカウントしている。

図 11：PCT 国際出願件数の推移



また、知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まってきたことから、2014 年 3 月に、新たな 10 年目標として、2023 年度までに特許の「権利化までの期間」¹（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均 14 か月以内、平均 10 か月以内とする目標を設定し、その目標達成に向け着実に取り組んでいる（参照：図 12）。

図 12：各国特許庁における「権利化までの期間」

(2015 年平均)	一次審査通知までの期間	最終処分期間
JPO（日本国特許庁）	9.7 か月	15.0 か月
USPTO（米国特許商標庁）	16.4 か月	26.3 か月
EPO（欧州特許庁）	9.4 か月	26.9 か月
SIPO（中国国家知識産権局）	12.8 か月	21.9 か月
KIPO（韓国特許庁）	10.0 か月	16.1 か月

（備考）

- ・ J P O の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2015 年度平均。
- ・ J P O 及び K I P O の一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
- ・ U S P T O の一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
- ・ E P O の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値。
- ・ S I P O の一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
- ・ J P O の最終処分期間、すなわち権利化までの期間（標準審査期間）は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く）。
- ・ U S P T O の最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む）。
- ・ E P O の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
- ・ S I P O の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
- ・ K I P O の最終処分期間は、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間（総月数）を各年の最終処分件数で除した値。

（資料） I P 5 Statistics Report 2015 を基に特許庁作成。

¹ 出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続きを利用した場合を除く

2006年に179.1万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.6倍に増加し、2015年には288.9万件に達した(参照:図13)。2009年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者ともに減少していたが、2010年以降増加に転じており、2015年は前年比7.8%増となっている。2015年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国国家知識産権局への特許出願の大幅な増加によるものである。

非居住者による特許出願件数を見ると、この10年間で1.3倍に増加し、2015年には91.5万件に達した(参照:図14)。特に、非居住者による特許出願のうちPCT国際出願の国内移行件数は、2006年に34.9万件であったのに対し、2015年には52.1万件(全体の6割弱)となっており、PCT国際出願制度の利用が活発化したことがうかがえる。

図13: 世界の特許出願件数の推移

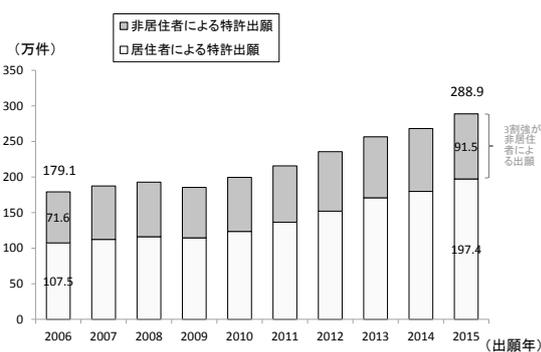
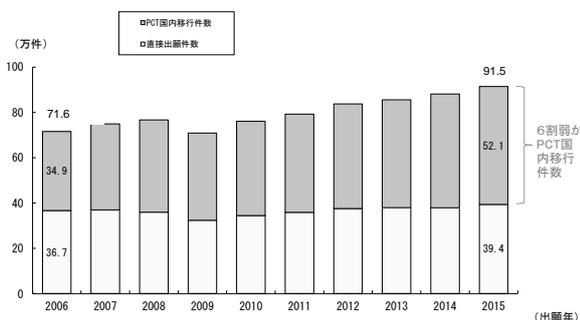


図14: 非居住者による特許出願件数の出願ルート別内訳の推移



PCT国際出願件数は、2009年以降増加しており、2016年は232,642件と、前年に引き続き過去最高となった(参照:図15)。

PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、

2016年の日本からの出願件数は、2012年から3.9%増の45,220件と、過去最高を記録し、引き続き第2位となっている(参照:図16)。出願人居住国別の割合を見ると、2012年と2016年のいずれにおいても上位10か国で全体の約86%を占めている。米国は全体の24.3%を占め、引き続き第1位となっている。

図15: PCT加盟国数及びPCT出願件数の推移

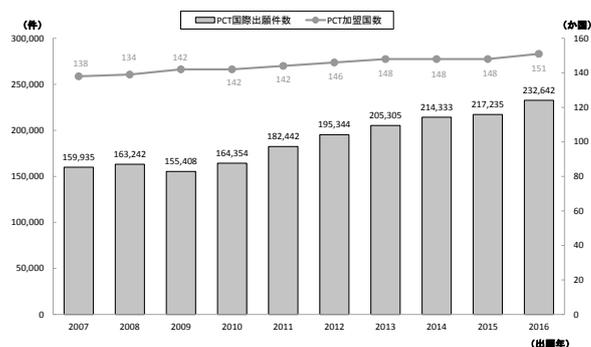
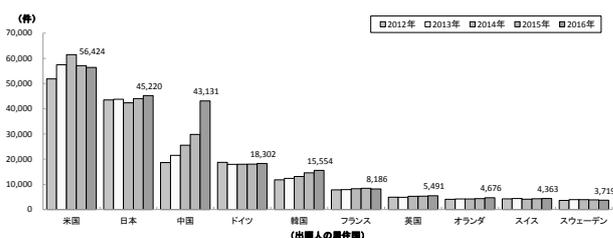


図16: 出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移



日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、韓国特許庁(KIPO)における特許出願件数の動向を以下に示す(参照:図17)。

2016年のJPOにおける出願件数は31.8万件であり、前年より微減した。五大特許庁の中では、前年と同様SIPOにおける出願件数の増加が際立っている(前年比21.5%増)。

2016年の五大特許庁の特許登録件数を見ると、USPTO及びEPOでは内国人による登録は5割程度であるのに対し、JPO、SIPO、KIPOでは内国人による登録はそれぞれ79%、75%、76%を占めており、登録構造に大きな違いが見られる(参照:図18)。

図 17 : 五大特許庁における特許出願件数の推移

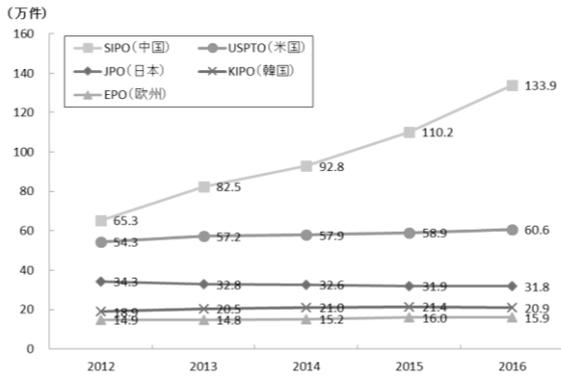
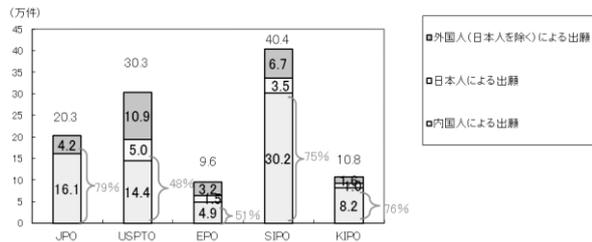


図 18 : 五大特許庁における特許登録件数

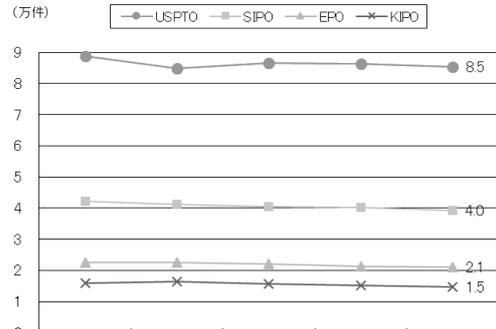


(備考) EPOについては、特許査定件数を記載

2016年の日本人による外国への特許出願は、それぞれUSPTOへ85,313件(前年比1.2%減)、SIPOへ39,207件(同2.2%減)、EPOへ21,007件(同1.9%減)、KIPOへ14,773件(同3.5%減)であった(参照:図19)。

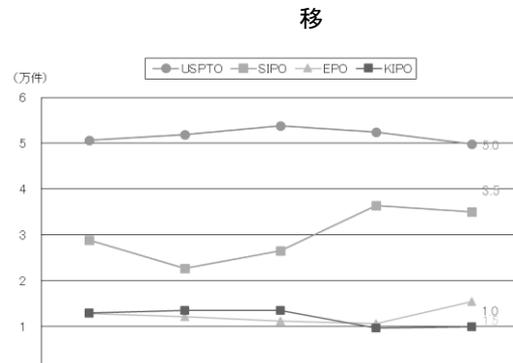
2016年の日本人によるUSPTO・EPO・SIPO・KIPOでの特許登録件数は、それぞれUSPTOにおいて49,800件(前年比5.2%減)、SIPOにおいて34,967件(同4.1%減)、EPOにおいて15,395件(同45.6%増)、KIPOにおいて9,962件(同3.6%増)であった(参照:図20)。

図 19 : 日本人による主要特許庁への特許出願件数の推移



(備考) USPTO Utility Patentが対象

図 20 : 日本人による主要特許庁への特許登録件数の推移



(備考) USPTO Utility Patentが対象

EPO 特許査定件数を表す

2015年における五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数を見ると、JPO、EPO、SIPO、KIPOから他庁への出願・登録は、いずれもUSPTOへのものが最も多い(参照:図21, 22)。

図 2 1 : 五大特許庁間の特許出願状況 (2015 年)

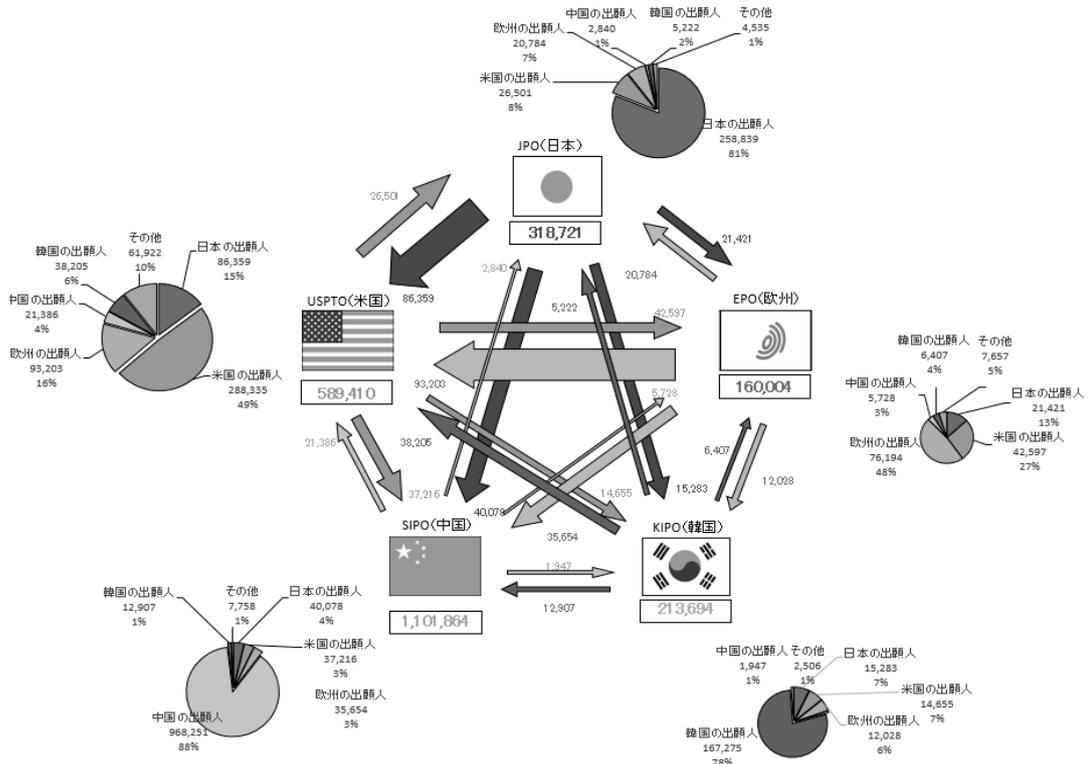
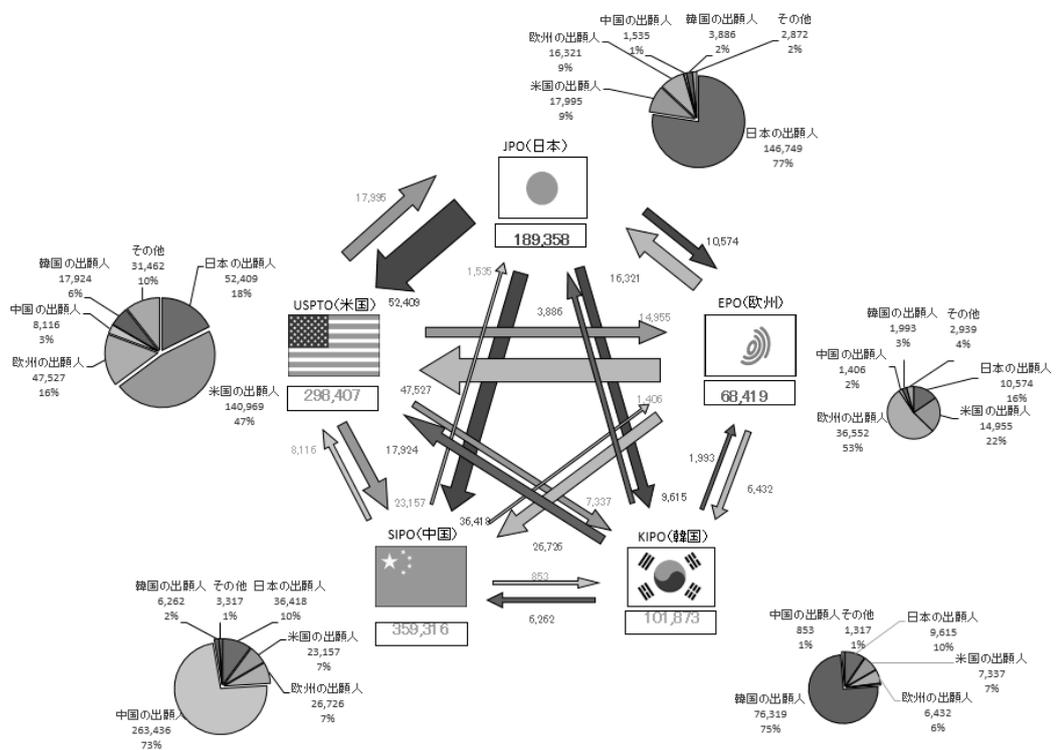


図 2 2 : 五大特許庁間の特許登録状況 (2015 年)



(備考)・米国は、Utility Patent が対象。

- ・枠内の数値は、各国・機関における 2015 年の特許出願件数、特許登録件数の合計を示す。
- ・欧州からの件数は、2015 年末時点の E P C 加盟国の出願人による出願件数、特許登録件数を示す。
- ・欧州への件数は、欧州特許庁のみを計上しており各 E P C 加盟国への出願・特許登録件数は含まれていない。

2. 2. 商標

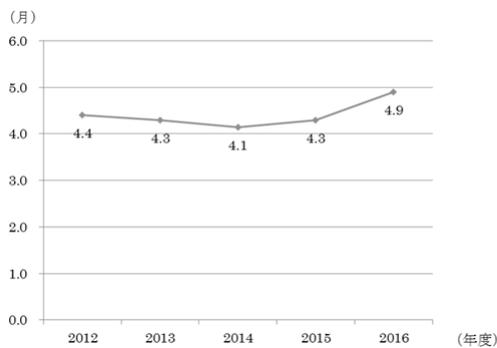
2016年の商標登録出願件数*は、161,859件であり、2015年と比べて9.9%増となった。

出願件数の内訳を見ると、国際商標登録出願は世界的所有権機関(WIPO)のシステムトラブルの影響により、2015年と比べて13.4%減となったが、国内の件数は2015年と比べて12.7%増加している。

2016年度における、出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間(FA期間)は、平均4.9か月となった(参照:図23)。

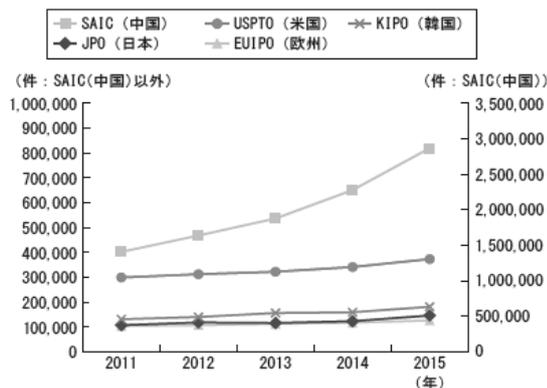
*国際商標登録出願を含む。

図23: 商標審査の平均FA期間の推移



2015年の主要国・機関における商標登録出願件数の推移は下に示すとおりである(参照:図24)。中国は、2014年と比べて25.8%の増加となっており、大幅な増加傾向が続いている。ただし、中国は他の主要国と異なり、国際登録出願以外の商標登録出願については1出願1区分の制度を採用しているため、出願件数が多くなることに注意が必要である(中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行)。

図24: 主要国・機関における商標登録出願件数の推移



2016年の日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移は、下に示すとおりである(参照:図25)。2015年に比べて、米国への出願は、4.9%減、欧州(EUIPO)への出願は10.7%減、韓国への出願は2.8%減となった。

図25: 日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移

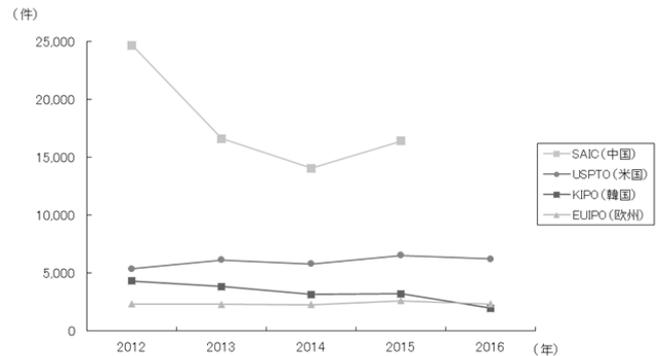
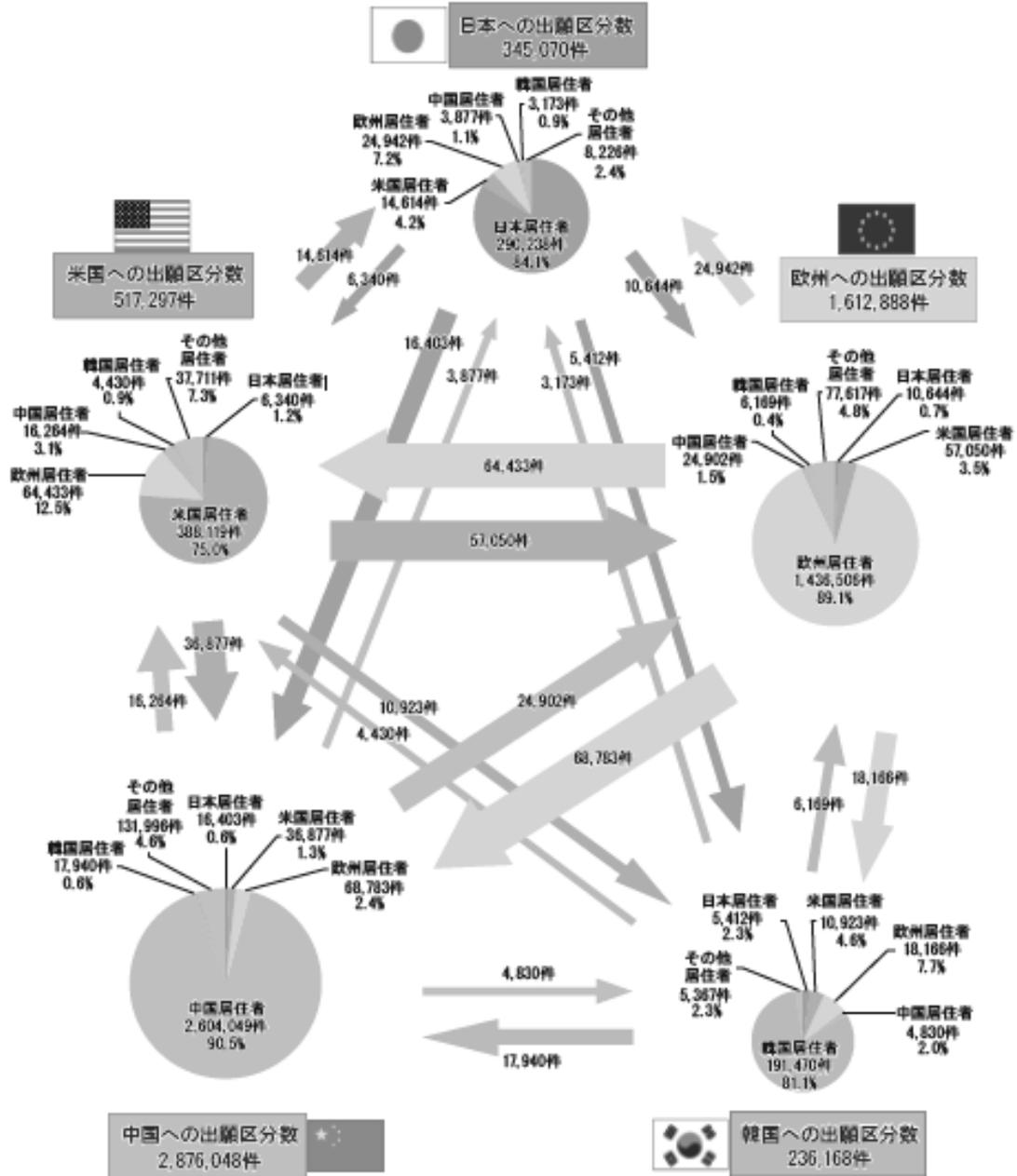


図 2 6 : 日米欧中韓間の商標登録出願状況 (区分数、2015 年)



(備考)①欧州は EUIPO、EU 加盟各国及びスイスへの商標出願件数の合計を示し、欧州居住者は EU 加盟国及びスイスの商標出願件数の合計を示す。
 なお、ギリシャについては、本報告書の編纂時点でデータを取得できなかった。
 ②中国は 2014 年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された(2013 年までは一出願一区分制で、国際登録出願の際は一出願多区分を許容していた)。
 (資料)特許庁「平成 28 年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

2. 3. 意匠

過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2016年は前年比3.3%増の30,879件であった(参照:図27)。その内訳をみると、国際意匠登録出願件数は2,083件、それ以外の意匠登録出願件数は28,796件であった。

2016年度における出願から一次審査通知までの期間(FA期間)は平均6.1か月であった(参照:図29)。

図27: 意匠登録出願件数の推移

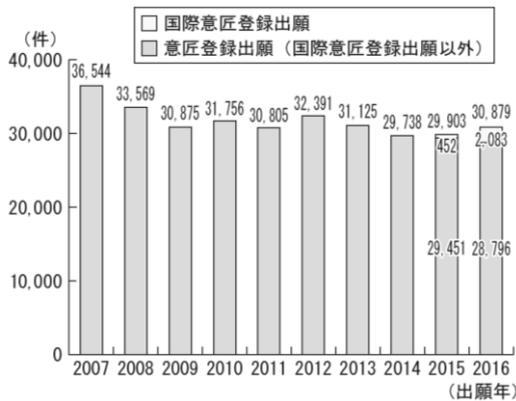


図28: 意匠審査のFA件数及び登録査定件数の推移

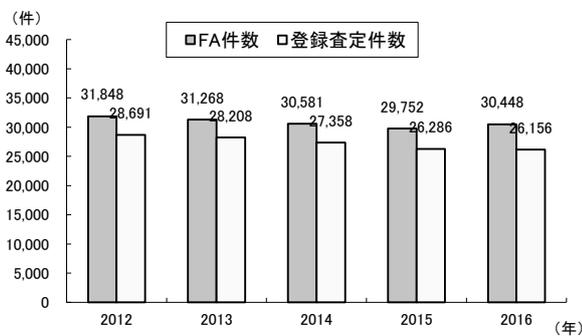
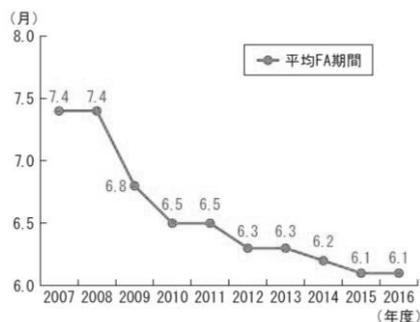


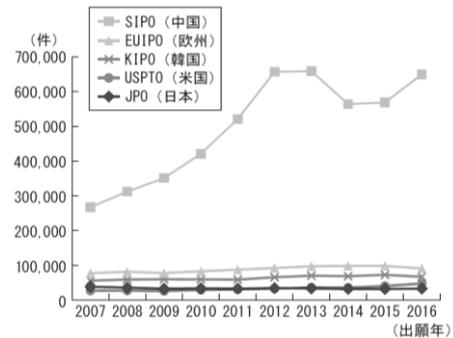
図29: 意匠審査のFA期間の推移



2014年に大幅に減少した中国の意匠登録出願件数は、2016年には再び増加に転じ前年比14.3%

増の650,344件であった(参照:図30)。その他主要国・機関における2016年の意匠登録出願件数については、韓国(意匠数前年比7.9%減)、欧州(EUIPO)(意匠数前年比7.6%減)は減少したが、米国(前年比21.1%増)は増加した。

図30: 主要国・機関における意匠登録出願件数の推移

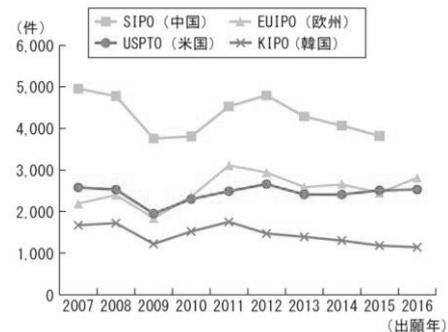


(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。

日本人による米国、欧州(EUIPO)、中国、韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた2009年に落ち込み、その後回復を示したものの、近年再び減少に転じていたが、2016年は、欧州(EUIPO)は前年比14.8%の大幅増となった(参照:図31)。また韓国では前年比3.7%の減少、中国は前年比0.4%の微減、米国では前年比0.6%の微増であった。

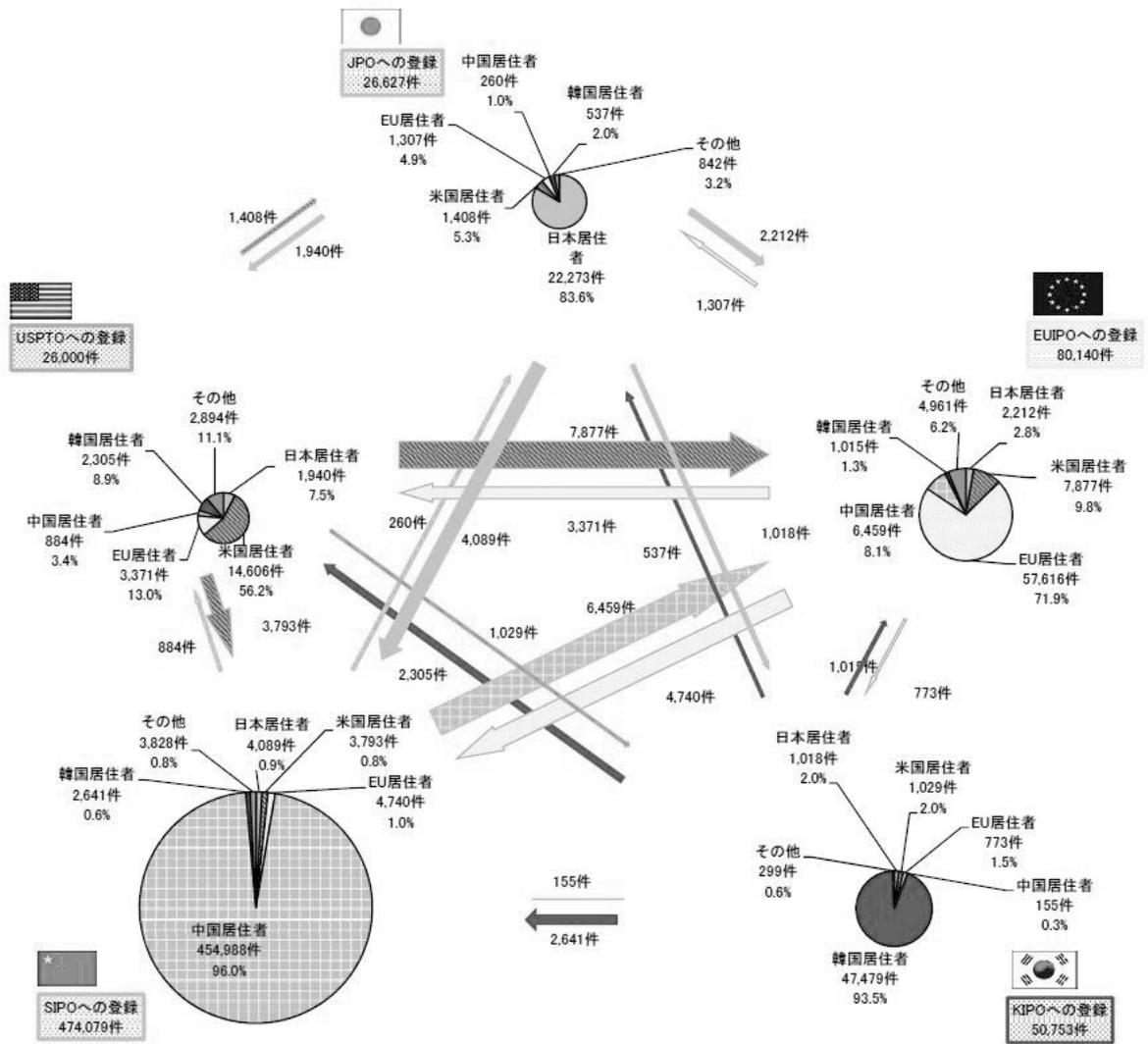
主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い(参照:図32)。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

図31: 日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれEUIPO、KIPOへ出願された意匠数を示す。

図 3 2 : 日米欧中韓間の意匠登録状況 (2015 年)



2. 4. 審判

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び産業財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っている。上級審としての役割を主な機能とする拒絶査定不服審判等の権利付与前の審判の請求動向は、審査の動向との関係が深い。また、紛争の早期解決を主な機能とする無効審判等の権利付与後の審判の請求動向は、侵害訴訟等の産業財産権に係る紛争の動向と深く関係している。

2016年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許においては、前年比13.5%減の18,898件、意匠については、前年比1.8%減の384件、商標については、前年比39.9%減の514件であった（参照：図33）。

2016年における無効審判の請求件数は、特許については、前年比39.4%減の140件であった。実用新案については、2008年以降、10件以下で推移している。意匠については、2007年以降、20件前後で推移している。商標については、前年比9.8%減の92件であった（参照：図34-1）。

図33：拒絶査定不服審判請求件数の推移
(件)

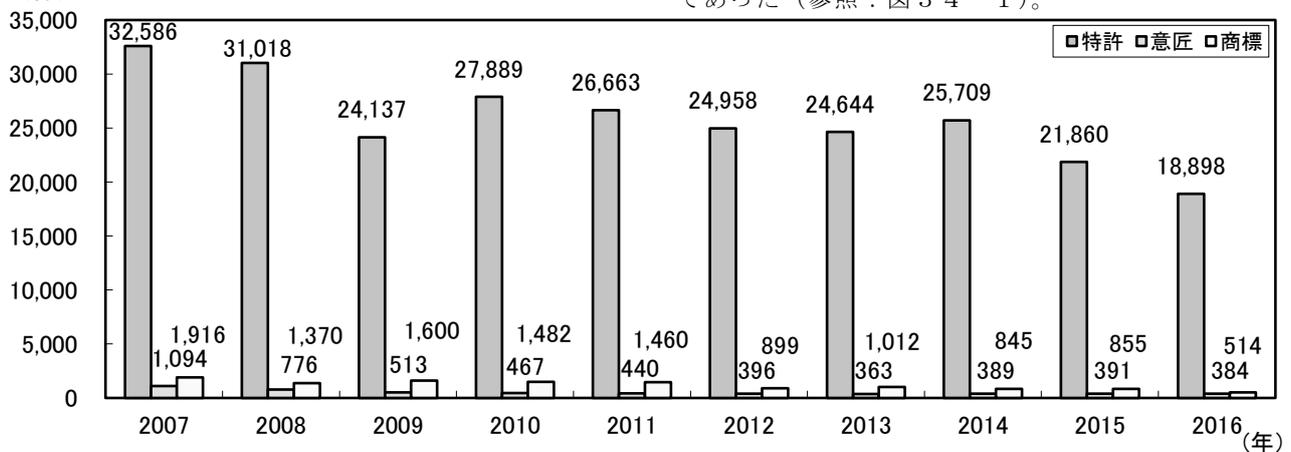


図34-1：無効審判請求件数の推移
(件)

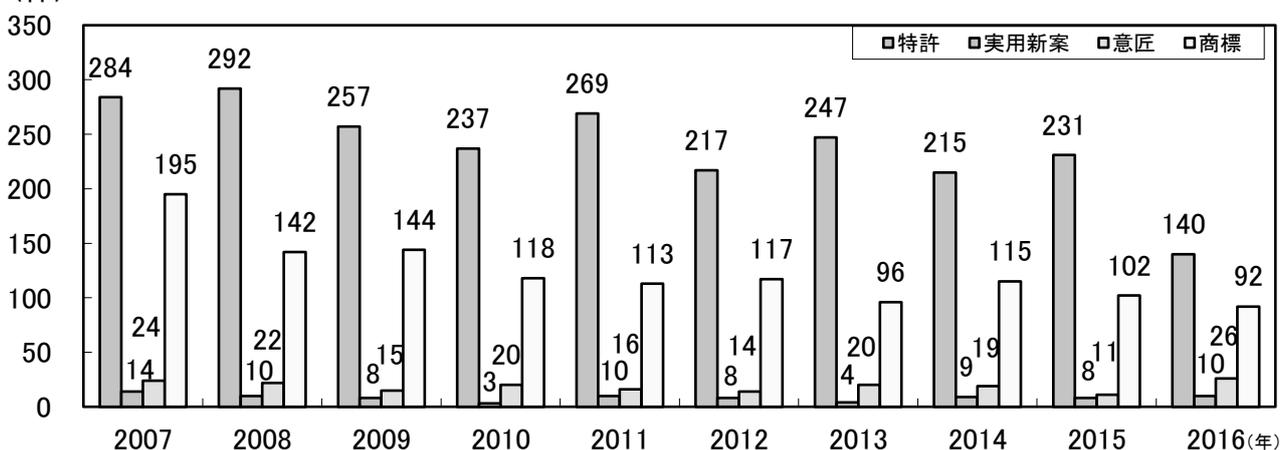
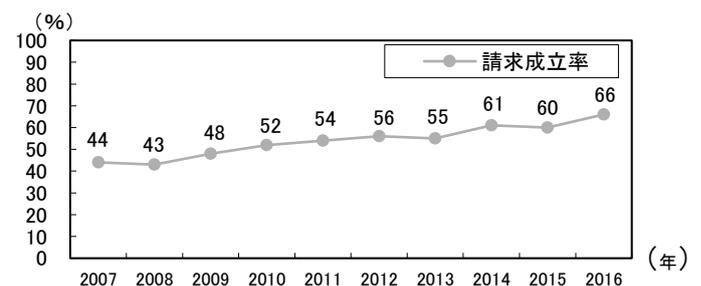


図34-2：拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移

拒絶査定不服審判の、2016年の平均審理期間は、特許・実用新案では13.1か月、意匠では6.8か月、商標では7.2か月であった（参照：図35）。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合（請求成立率）は、2008年以降上昇傾向にあり、2016年では66%であった（参照：図34-2）。



(備考) 請求成立率 = 請求成立件数 / (請求成立件数 + 請求不成立 (含却下) 件数)

無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2016年の平均審理期間は10.5か月であり、意匠では15.5か月、商標では11.3か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2016年の平均審理期間は2.7か月であった。商標の異議申立ての、2016年における平均審理期間は8.3か月であり、取消審判の同期間は6.4か月であった（参照：図35）。また、審理の充実の観点から口頭審理を積極的に活用しており、2016年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では162件、意匠では9件、商標では70件であった。

図35：審理の状況

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2	処理件数*1	平均審理期間*2
特許 実用	11,562	13.1か月	238	10.5か月	165	2.7か月	707	5.8か月		
意匠	462	6.8か月	29	15.5か月						
商標	741	7.2か月	103	11.3か月			480	8.3か月	969	6.4か月

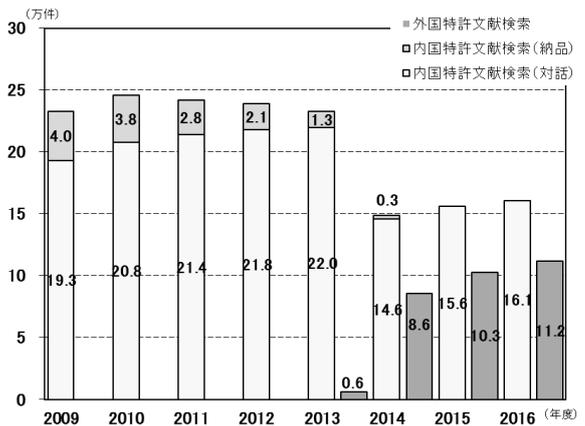
*1：請求成立（含一部成立）、請求不成立（含却下）、及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。
 *2：審判請求日（※1）から、審決の発送日（※2）、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。
 （※1）異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日（部門移管日）。
 （※2）特許異議申立てにおいて取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。

3. 審査体制整備のための取組

3.1. 世界最速・最高品質の知財システムの構築に向けた取組

出願内容の高度化・複雑化、先行技術文献調査の対象となる蓄積文献数の増加等、特許審査における審査処理の負担が年々増加している。こうした中、特許庁では、迅速かつ的確な審査を行うため、約500名の任期付審査官の採用や先行技術文献調査の外注の拡充等の様々な取組を着実に実施することにより、審査体制の整備や審査の効率化を図ってきた。

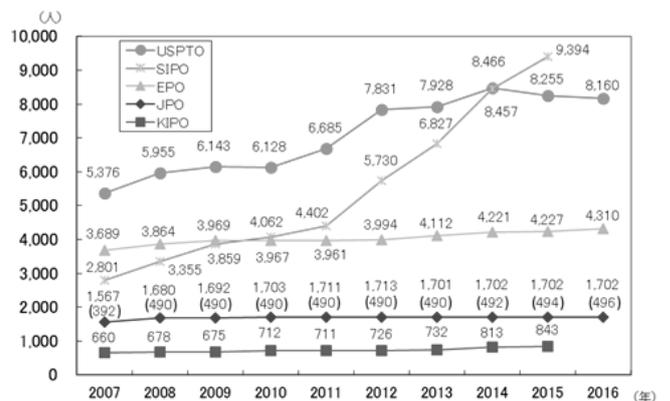
図36：登録調査機関への発注件数の推移



2016年度の先行技術文献調査の登録調査機関への発注件数は16.1万件である（参照：図36）。また、近年の外国語特許文献割合の増加や外国語特許文献の調査の重要性の高まりに対応するため、2013年度から、登録調査機関による先行技術文献調査の範囲を日本語特許文献に加えて外国語特許文献にまで拡張しており、2016年度は全体の約3分の2に相当する11.2万件について外国語特許文献を含めた調査を行った。

特許審査の質の維持・向上に対する社会的要請は非常に強く、特許庁では、2014年に公表した「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」（2014年に初版を公表、2016年7月に改訂）に沿った品質管理を通じて、特許審査を的確に実施し、世界最高品質の特許審査の実現を目指している。また、2014年度からは、経験豊富な審査官からなる約90名の品質管理官を配置し、特許審査の一連のプロセス（本願理解、先行技術文献調査、対比判断、通知書の作成）を対象とした品質監査を実施している。

図37：審査官数の推移



（備考）JPOの2007～2016年の括弧内は任期付審査官数

また、第四次産業革命の進展に伴い注目されているモノのインターネット（I o T）関連技術等に対する審査の運用を出願人等のユーザーに分かりやすく示すことを目的として、I o T関連技術等に関する審査事例を「特許・実用新案審査ハンドブック」に追加し、日本語及び英語にて公表した。具体的には、産業構造審議会の審査基準専門委員会ワーキンググループ第10回会合、第11回会合での検討を経て、2016年9月にI o T関連技術における様々な技術分野の12事例を、2017年3月に人工知能（A I）の学習済みモデルや、I o T、3Dプリンティング関連技術におけるデータ・データ構造等に関する11事例を、それぞれ追加し、発明該当性、新規性、進歩性の要件についての判断手法を紹介している。

さらに、I o T関連技術の近年の急速な発展に伴い、同技術の特許出願の動向や、どのような発明が特許になっているのかを把握したいというニーズが高まっている。これを受け、我が国におけるI o T関連技術の研究・開発の効率的な進展や特許取得の予見性向上を目的として、2016年11月に広域ファセット分類記号「Z I T」を新設し、世界に先駆けてI o T関連技術の分類付与を開始した。

3. 2. 出願人のニーズに応じた特許審査の実現に向けた取組

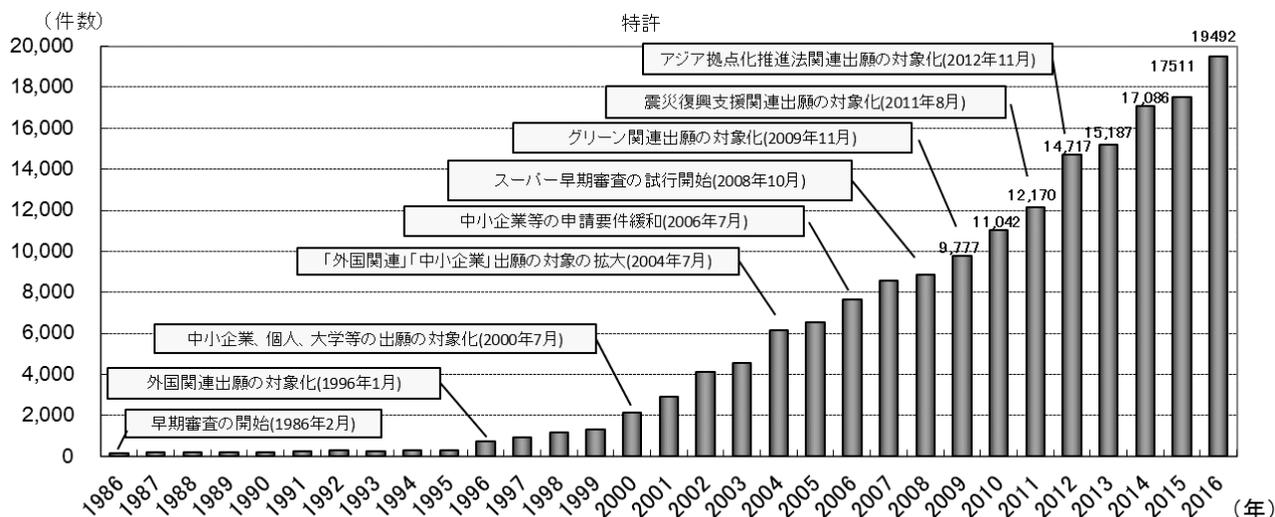
早期審査制度を利用した出願の2016年の一次審査通知までの期間の平均は、早期審査の申請から平均

2.5か月となっており、制度を利用しない出願と比べ一次審査通知までの期間が大幅に短縮されている。

早期審査制度では、既に実施又は2年以内に実施予定の発明に係る出願（実施関連出願）や、外国にも出願している出願（外国関連出願）、また、中小・ベンチャー企業や、研究成果の社会への還元が期待される大学・T L O、公的研究機関からの出願を対象としているほか、環境関連技術に関する出願（グリーン関連出願）についても試行的に対象としている。2011年8月からは、企業活動に必要な技術を早期に保護し活用可能とすることで、震災からの復興を支援するため、被災した企業、個人等の出願（震災復興支援関連出願）も早期審査の対象に加えている。また、2012年11月からは、グローバル企業の研究開発拠点等の我が国への呼び込みを推進するために施行された「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明についても、試行的に早期審査の対象に加えている。

また、2008年10月からは、通常早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を試行している。スーパー早期審査制度を利用した出願の2016年の一次審査通知までの期間の平均は、スーパー早期審査の申請から平均0.7月（国内移行した特許協力条約に基づく国際出願については平均1.4月）となっている。

図38：早期審査申立件数の推移



審査官と出願人又はその代理人との間において、円滑な意思疎通を図るとともに、審査の効率化にも資するため、面接審査を実施している（2016年実績：3,893件）。面接の形態として、地方の中小・ベンチャー企業、大学・TLO等を対象に、全国各地の面接会場に審査官が出張し、審査官と出願人とが直接面会して出願や技術内容等に係る相談を行う出張面接審査（2016年実績：835件）や、テレビ会議システムを利用したテレビ面接審査も実施している（2016年実績：75件）。

また、地域の研究開発の中核をなす企業や大学における特許の権利化・活用支援を目的として、企業等集積地域（地域拠点）¹を対象に、出張面接審査と特許セミナーを同時に開催する「地域拠点特許推進プログラム」を2016年11月から開始した。

さらに、近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査を2013年4月より開始した（2016年実績：36件（対象とされた特許出願は360件、意匠登録出願は2件、商標登録出願は8件））。事業戦略対応まとめ審査では、事業説明・面接等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

4. 国際的な取組

4.1. 国際的な制度調和及び国際協力等に関する取組

（1）知的財産制度・運用の調和

出願人が同一出願を複数国に行う場合の利便性を向上させるため、世界知的所有権機関（WIPO）や各国特許庁と協力して知的財産制度・運用の更なる調和に

努めている。

日米欧中韓の五大特許庁（IP5）による第9回 IP5 長官会合（2016年6月）では、（i）ユーザーとの関係強化、（ii）高品質で信頼性の高い審査結果の提供、（iii）発展する新技術への知的財産庁としての対応、を今後の IP5 協力の目指すべき方向性とする「五庁共同声明 2016（東京声明）」に合意した。また、PCT 国際出願の国際調査報告を IP5 が協働して作成する枠組みの試行開始や、IP5 PPH（IP5 間における特許審査ハイウェイ）の試行期間の延長に合意した。本会合前日には、ユーザーとの会合も開催され、特許制度調和等について、積極的な意見交換が行われた。

2016年11月に中国で開催された第2回意匠五庁（ID5）会合では、ID5 間の制度相互理解の促進とユーザーの利便性の向上を目的とする各種プロジェクトに、今後 ID5 間で協力して取り組む旨の共同声明が採択された。また、ID5 の意匠制度・審査実務の研究、情報技術支援システム、意匠分類、統計等をテーマとする、計12の協力プロジェクトを立ち上げることが承認され、意匠分野の国際協力が本格的に始動することとなった。日本国特許庁は、意匠制度ユーザーと ID5、双方にとって有益な成果をもたらすと考えられる「意匠統計の取りまとめ」、「意匠分類に関する協定及び実務の研究」、「意匠出願へのグレースピリオドの適用に関する比較研究」及び「意匠イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の比較研究」の4つのプロジェクトをリード庁として実施する。

2016年10月に中国で開催された第5回商標五庁（TM5）会合では、日本国特許庁がリードする悪意の商標出願プロジェクトにおいて、2017年3月までに「悪意の商標出願事例集」を完成させること、ユーザー団体である国際商標協会（INTA）と共催で「第1回ジョイント・ワークショップ」を開催することについて合意した。また、日本国特許庁は品質管理をテーマとする新規プロジェクトを提案し、今後具体的な内容の調整を進めていくことで合意した。

（2）途上国等における知的財産制度整備の支援

アセアン諸国やインド等の新興国は、各国企業から事業展開先として有望視されている。これら新興国に

¹ 地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設が集まるリサーチパーク・大学等

においては、投資環境の整備等の観点から、知的財産制度の整備・強化が急務となっている。

アセアン諸国との多国間協力として、日アセアン特許庁長官会合を毎年開催しており、2016年7月にインドネシアで開催された第6回日アセアン特許庁長官会合では、アセアン諸国における特許審査基準の策定・改訂に向けた協力、国際条約加盟及び運用の支援、審査官育成・審査業務管理に関する知見の共有を含む「日アセアン知的財産権行動計画 2016-2017」に合意した。本行動計画に基づく特許審査基準の策定・改訂に向けた協力として、2016年9月に日本で特許審査基準セミナーを開催し、アセアン諸国の知的財産庁の実務者との間で日本国特許庁の経験・知見を共有した。また、アセアン諸国とは二国間協力も実施しており、各国の実情に即した支援を行うために、アセアン10か国全ての知的財産庁との間で協力覚書に署名し、二国間協力も推進している。

日本国特許庁は、2015年6月、インド商工省産業政策・振興局との間で、法制度及び実務に関する情報共有、国際審査官協議の活用を含む審査能力向上に向けた人材開発等を含む協力覚書に署名した。このように、知的財産分野における協力関係を深めることで、新興市場として注目されるインドへの我が国企業の投資・ビジネス展開を知的財産の側面から支援している。2016年は、4月から5月、8月の2回にわたりインド新人審査官約400名の研修のために特許審査官延べ12名を講師として派遣し、インドの審査能力向上に協力した。

(3) 海外知財庁・関係機関との連携・協力

(i) 特許審査ハイウェイ

特許審査ハイウェイ（PPH）とは、第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断さ

れた出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである（参照：図39）。

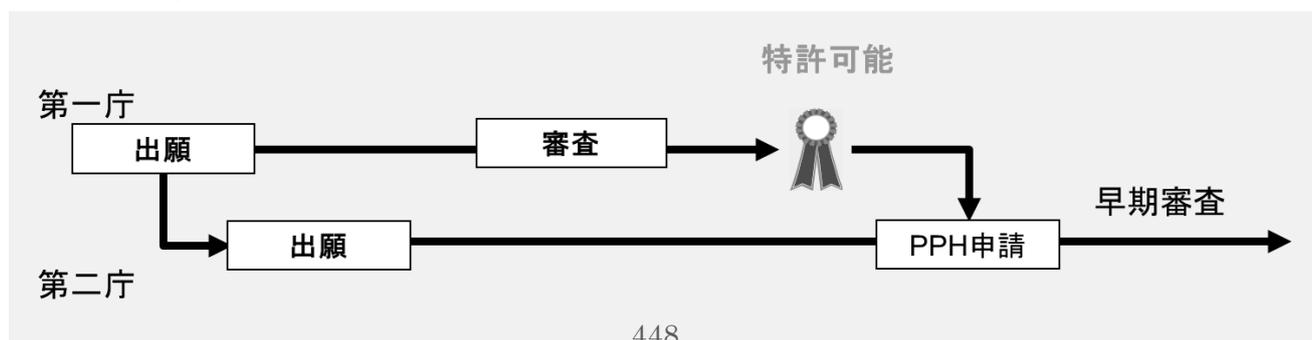
PPHは2006年に日本国特許庁が提唱して、日米間において世界で初めて開始して以来、参加国・地域の数は、46か国・地域に拡大しており（2017年3月末時点）、世界のPPH申請件数は累積13万件を超えた（2016年12月末時点）。日本国特許庁は、2016年4月にベトナムとPPHを開始し、35の国・地域とPPHを実施している（2017年3月末時点）。

また、2014年1月から、多数国間の枠組みである「グローバル特許審査ハイウェイ」を17の国・地域で開始し、この枠組みに参加した知的財産庁の間では、国によりどのPPHが利用可能なのかを区別することなく、全てのPPHが利用可能となる。2017年1月には、ポーランドが参加し、グローバルPPH参加国・地域の数は22の国・地域に拡大している（2017年3月末時点）。将来的にこの枠組みが拡大することで、PPHはより便利な制度になると期待される。

(ii) 特許の付与円滑化に関する協力

特許の付与円滑化に関する協力（CPG）とは、我が国で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである（参照：図40）。これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業手工芸省、2016年11月からラオス知的財産局との間で開始した。

図39：特許審査ハイウェイ（PPH）の概要



(iii) 国際審査官協議

日本国特許庁は、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、審査の質の高いレベルでの調和、特許分類の調和、日本国特許庁の施策の推進等を目的として、審査官同士が直接的な交流を行う取組である国際審査官協議を実施している。2000年4月から2017年3月末までの累積で、短期又は中長期の国際審査官協議を、29の知的財産庁・組織と行っている。

2016年度は、五大特許庁に加え、ASEANやインド、タイを始めとする新興国を中心に、短期に日本国特許庁の審査官64名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官34名を受け入れた。特に、新たにアルゼンチン特許庁に日本の審査官を短期に派遣（1名）、イスラエル特許庁より短期に受入（2名）

を行い、主に日本国特許庁の審査実務の普及を行った。

さらに、2016年度は、欧州特許庁（派遣2名）及び米国特許商標庁（派遣2名）に日本国特許庁の審査官を中長期に派遣し、相手庁との共同作業を通じて、特許審査のためのITシステム、特許審査の品質管理等に関する日本国特許庁の施策・取組を推進した。

(iv) 日米協働調査試行プログラム

日本国特許庁は、新たな審査協力の取組として、米国特許商標庁（USPTO）との間で2015年8月1日から日米協働調査試行プログラム（日米協働調査）を開始した（参照：図41）。

日米協働調査は、日米両国に特許出願した発明について、最初の審査結果を出願人に送付する前に、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有する取組である。両庁の調査結果及び見

図40：特許の付与円滑化に関する協力（CPG）の概要

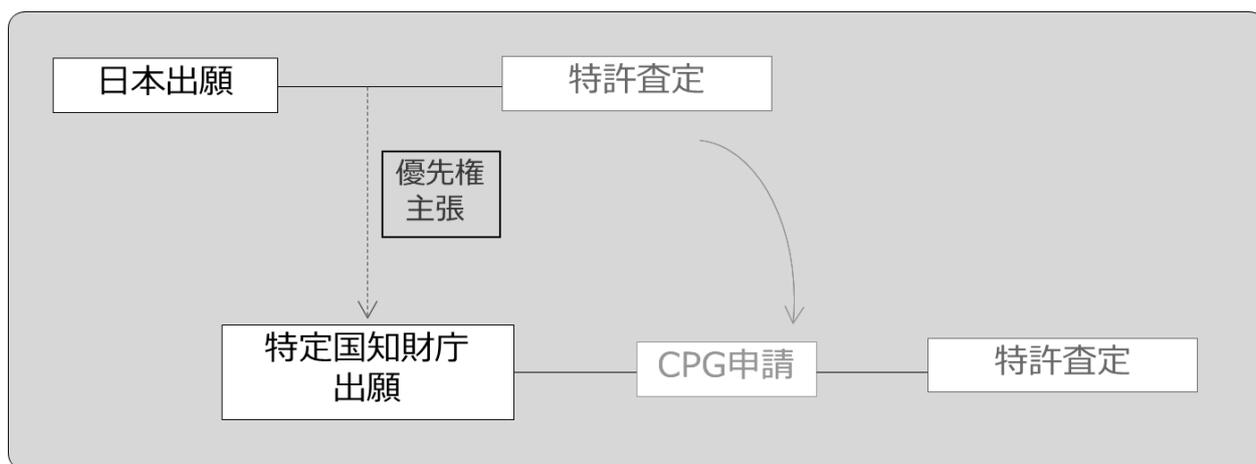
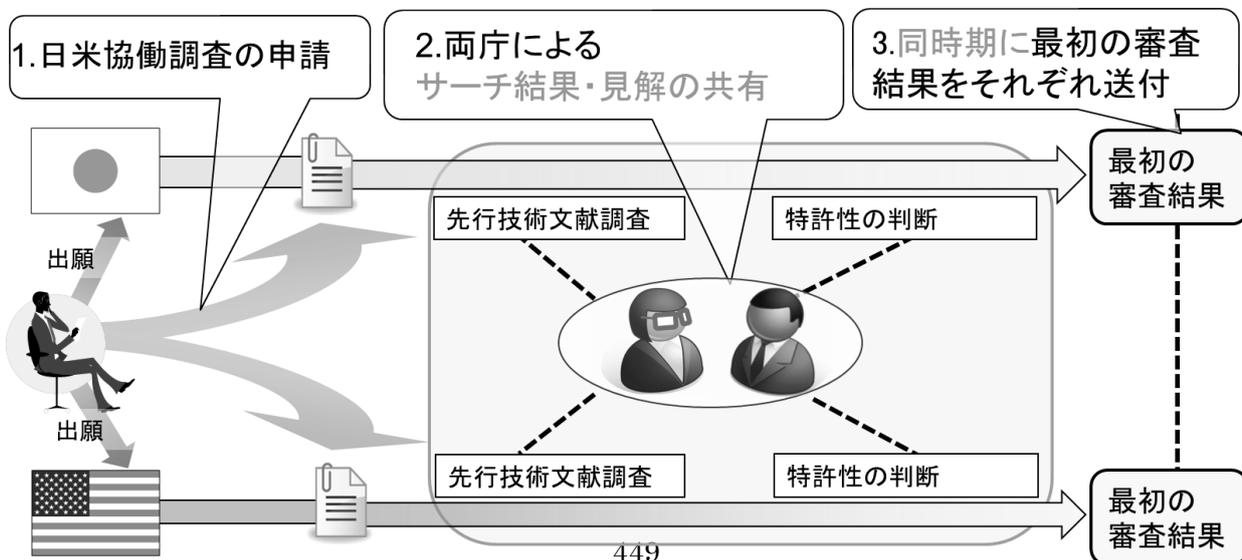


図41：日米協働調査試行プログラムの概要



解を踏まえ、両国の審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を出願人に送付する。

この取組により、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、ユーザーにとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利をユーザーに提供することが可能となる」等の効果が期待される。

4. 2. 知的財産保護のための取組

二国間、多国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国を中心に知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。

また、企業活動に悪影響をもたらす模倣品問題の対策は急務であり、官民合同ミッションの派遣や二国間協議を通じた相手国政府への模倣品対策強化の要請と協力、「模倣被害調査報告書」の作成等の模倣品対策に必要な情報の収集・提供、取締機関との連携を実施している。一方、国内消費者向けに、知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」の実施による啓発活動等を行っている。

4. 3. TPP協定の国内実施の為の産業財産権制度の検討

2016年2月、環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）が署名された。本協定は、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標とし、物品市場アクセスやサービス貿易のみならず、知的財産分野等の非関税分野についても、締約国間の共通ルールを策定するものである。本協定の署名を受け、本協定の実施を確保するための必要な措置の検討を行った。具体的には、①特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その公表によって新規性が否定されないとする新規性喪失の例外期間を6月から1年に変更すること（特許法）、②出願から5年又は審査請求から3年のいずれか遅い日以後に特許権の設定登録があった場合に、

特許期間を延長できる制度を導入すること（特許法）、及び、③商標の不正使用に係る法定損害賠償制度を導入すること（商標法）の3点につき、2016年2月に、産業構造審議会知的財産分科会にて、審議を行った。審議を踏まえ策定した特許法の改正案及び商標法の改正案を含む、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が、2016年12月9日に可決・成立し、同月16日に公布された。同法案は、米国の同協定からの離脱表明を受けて、2016年度末時点では未施行となっている。

5. 知的財産活動の活性化のための取組

5. 1. 中小企業等に対する支援

特許庁では、我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して「知財意識」から「海外展開」まで様々な施策を通じて総合的に支援している。

（1）特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法¹等に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料等の減免措置を講じている。また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に一定の要件を満たすことを条件として、従来の軽減措置を拡充している。当該措置²はこれまでと比較して、非課税法人に限らず広く小規模企業等に対象を拡大し、国内出願のみならず国際出願の料金も対象とし、料金を3分の1にまで軽減すべく軽減幅を深掘りしている。

（2）知財総合支援窓口

中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動が円滑にできるよう、知的財産支援の拠点として、知財総合支援窓口を全国47都道府県に設置している。窓口では無料・秘密厳守で、知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けるとともに、様々

¹ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律。

² 平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合が対象。

な専門家や支援機関と協働でワンストップの支援サービスを提供している。2016年度からは事業の実施主体をINPIITとすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会（JSA）との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談も受け付けるなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支援体制を強化した。

（３）営業秘密・知財戦略に関する相談

近年、イノベーション手法の変化や新興国企業の技術力向上に伴う産業構造のパラダイムシフトにより、企業が生み出した技術について、他社に使わせるオープン戦略と自社で独占するクローズ戦略とを適切に組み合わせる等、より複雑かつ高度な知財戦略を策定することが重要となっている。

特許庁は、こうした企業の知財戦略の複雑化や高度化への対応を支援するため、中小企業等からの営業秘密・知財戦略に関する相談を受け付ける体制の整備を進めてきたところ、2015年2月2日、INPIITに「営業秘密・知財戦略相談窓口」～営業秘密 110番～を設置した。

「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、中小企業等において生み出された技術について、特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出への対応等に関する相談に、経験豊富な企業OBや弁護士等の知財専門家が対応している（参照：図42）。また、全国にある知財総合支援窓口とも連

携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃など情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している。

（４）外国出願支援事業（補助金）

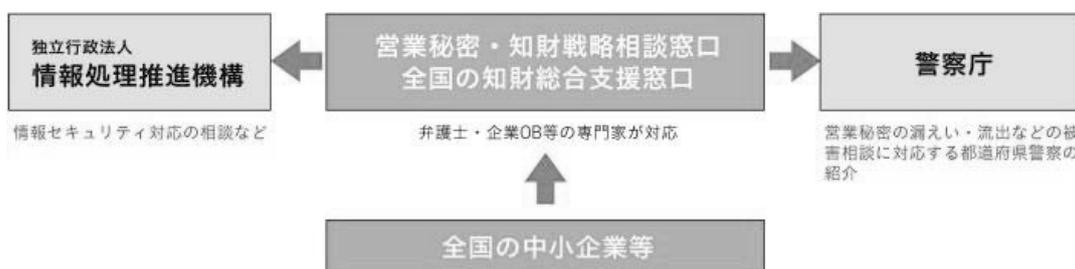
中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター及び日本貿易振興機構（JETRO）を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願（特許、実用新案、意匠、商標）にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等）の一部を補助している。補助率は2分の1以内で、案件ごとの上限額は、特許 150万円、実用新案・意匠・商標 60万円、冒認対策商標（※） 30万円。1企業に対する上限額は 300万円。

※冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

（５）海外侵害対策支援事業（補助金）

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を補助している。補助率は3分の2以内で、1企業に対する上限額は 400万円。また、2015年度からは、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟にかかる費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施。さらに、2016年度からは、異議申立や無効審判請求、取消審

図42：営業秘密に関する相談に係るINPIITと関係機関との連携



判請求など、冒認商標を取り消すためにかかる費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施。防衛型侵害対策及び冒認商標無効・取消係争支援における補助率は3分の2以内で、1企業に対する上限額は500万円。

(6) 知財金融促進事業

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を見える化して金融機関からの融資につなげるため、金融機関向けに「知財ビジネス評価書」の提供、知財融資促進のためのマニュアル作成、知財金融シンポジウムの開催など、包括的な取組を行っている。

2016年度は、「知財ビジネス評価書」を107の金融機関に150件提供、金融機関職員向けに知財金融マニュアル（応用編）を作成、鹿児島（5月）・福岡（10月）・東京（3月）においては金融機関への啓発のための知財金融シンポジウムを開催した。

(7) 海外知財訴訟保険事業（補助金）

2016年度より、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティーネットとしての施策として、全国規模の中小企業等を会員とした団体を通じて、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金を補助している。補助率は2分の1。

(8) 知財支援力強化事業（補助金）

地域における知財支援体制の構築や連携強化を通じて知財支援力を向上するため、地域の先導的・先進的な知財の取組を補助している。2016年度は26件の取組を支援した。

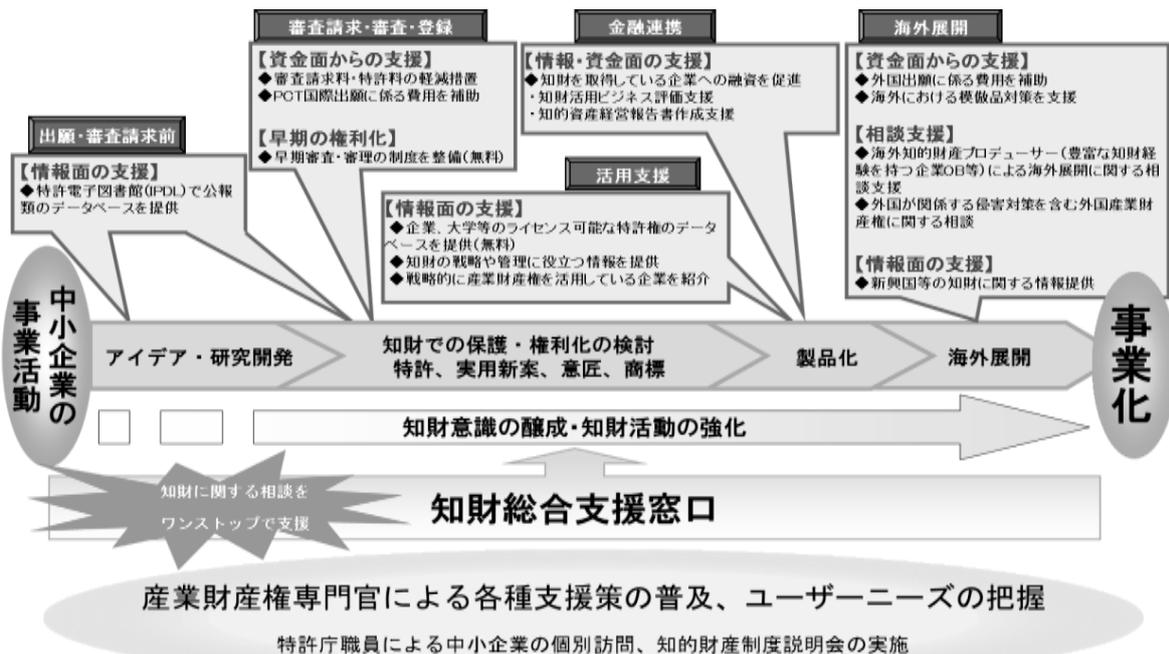
(9) 巡回特許庁支援事業

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2016年度には全国4地域（中部、近畿、中国、九州）で開催した。特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接審査を中心に、経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地域の特性を踏まえた知的財産制度や支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を開催した。

(10) 産業財産権専門官

特許庁職員である産業財産権専門官は、全国の中小企業等への個別訪問や、中小企業職員・経営者、自治体、金融機関等の中小企業の支援者を対象としたセミナーへの講師派遣を通じて、知的財産権制度及び各種支援策に関する普及・啓発を行っている。また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度

図4-3：中小企業等に対する総合的な支援の概要



に対する意見・要望を伺い、制度改善への提案を行っている。

(11) INPIT-KANSAI

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」（2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえ、大阪を始め近畿地方に所在する中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図るため、地元自治体、経済団体、日本弁理士会等と、近畿統括拠点の在り方（設置場所、中小企業向けの支援機能、支援人材の確保等）について検討・調整を重ね、近畿地方の7府県からの交通の利便性等を勘案したうえで、2017年度第2四半期（7～9月）に、「INPIT近畿統括本部」（INPIT-KANSAI）を、「グランフロント大阪」（大阪市北区）に開設することとした。また、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携しながらきめ細かい支援を実施するため、(1) 専門家による知的財産に関する高度・専門的な支援、(2) 出張面接審査・テレビ面接審査対応等の充実、(3) 高度検索用端末による産業財産権情報の提供、(4) 地域の関係機関のネ

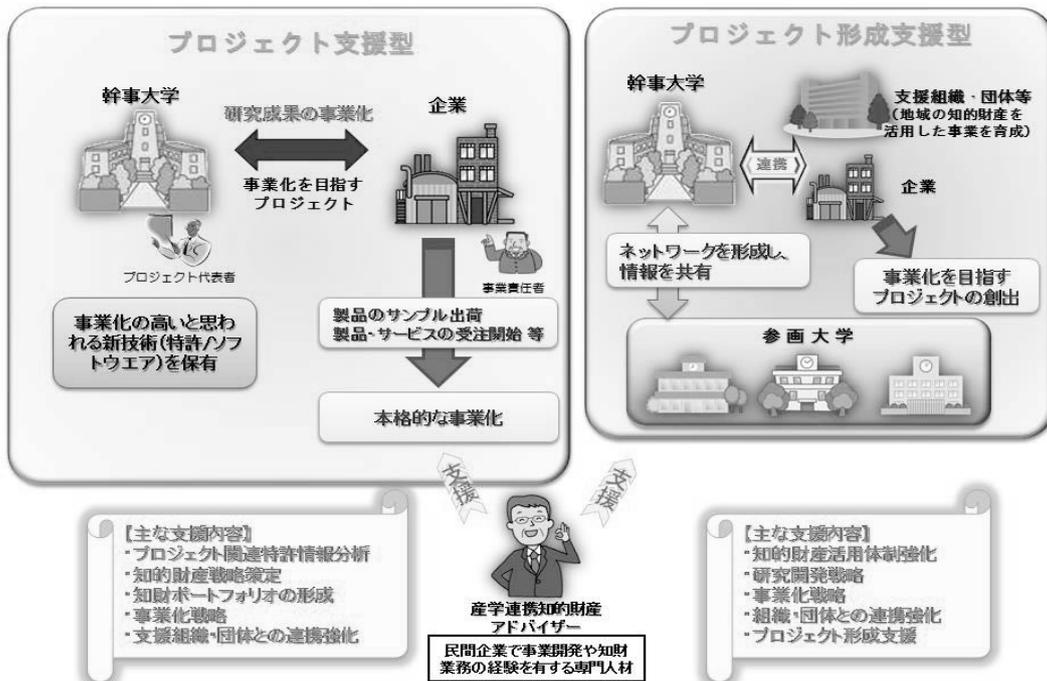
ットワークを活用した支援情報の提供や各種セミナーの共同開催等、といった多面的な機能や体制を整備するための検討・調整を行った。

5. 2. 大学等に対する支援

(1) 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。「プロジェクト支援型」と「プロジェクト形成支援型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、地方の中小規模大学の事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進している。「プロジェクト形成支援型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学等に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。特に、産学連携の体制整備等が進んだものの、産学連携によるプロジェクトの形成や実施等の経験

図44：産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要



が少ない大学に対しては、従来の広域大学ネットワークも活用しつつ、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行っている。

◇2016年度実績

派遣：11大学（プロジェクト支援型7大学、プロジェクト形成支援型4大学）

（2）地方創生のための事業プロデューサー派遣事業

地方には、地方特有の社会課題が存在するが、これらの課題に対し、事業ニーズ起点で知財シーズ・技術開発力を組み合わせて事業化構想を行うことができれば、新規事業創出に繋がるといえる。しかし、各地方では、シーズを活用して新規事業創出に成功している事例が必ずしも多いとはいえない。その大きな理由の一つとして、新規事業創出のできる事業化支援人材が各地方に欠乏していることが挙げられる。したがって、知財の需要と供給を繋ぎ、事業化を構想できる目利き機能を果たす能力を持った専門家を地方に配置し、新規事業創出を活性化することが必要である。そこで、特許庁では、2016年度から新規事業創出の専門人材である事業プロデューサーを3地域に派遣（最長3か年度）しており、地域ネットワークを構築・活用しながら、潜在的なニーズ・シーズを掘り起こして事業を構想し、ニーズとシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓まで含めた事業創出活動を支援することによって、地域における事業化創出機能の活性化を図っている（参照：図45）。

5. 3. 知財活用全般に対する支援

（1）知的財産プロデューサー派遣事業

公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーをプロジェクトの初期段階から派遣している（参照：図46）。

具体的には、プロジェクト発足前では知財ポリシーの策定支援、プロジェクト初期では知的財産に関する意思決定機関の設置や規程類の制定支援、プロジェクト推進期では戦略的な特許等取得のための支援や、そのための国内外の知的財産情報の収集・分析支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知財成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後では知財管理主体における知財管理・活用の支援を行っている。

◇2016年度実績 延べ39プロジェクトに派遣

図45：地方創生のための事業プロデューサー派遣事業の概要

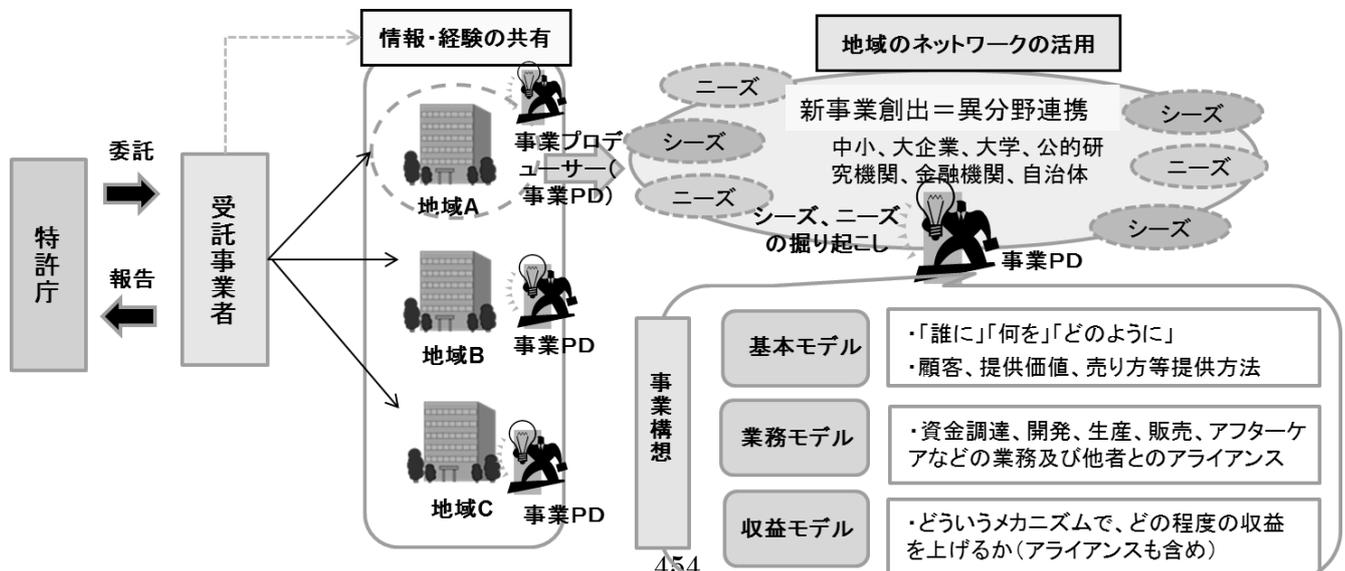
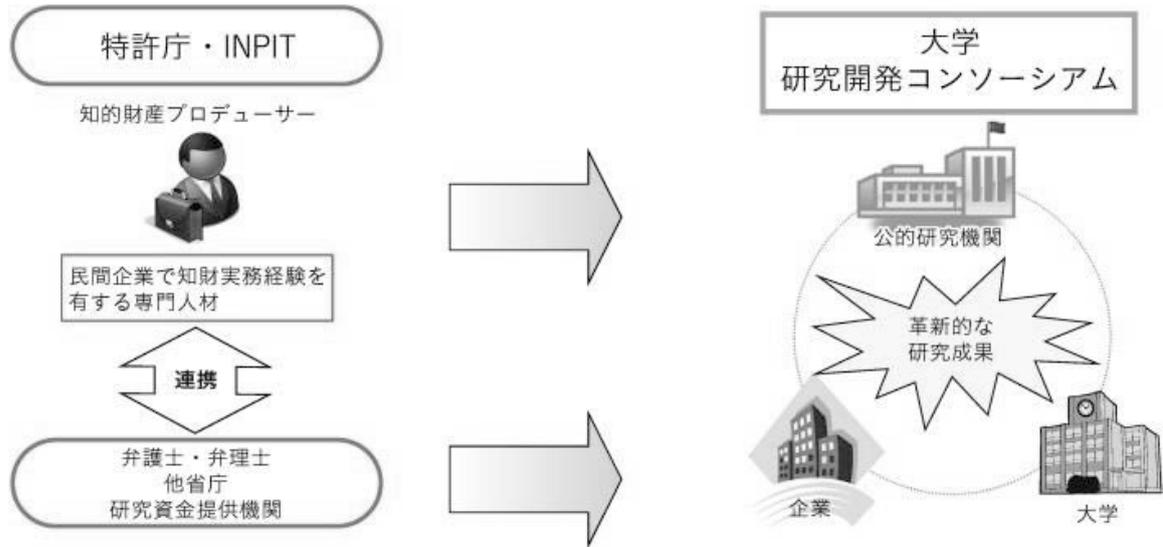
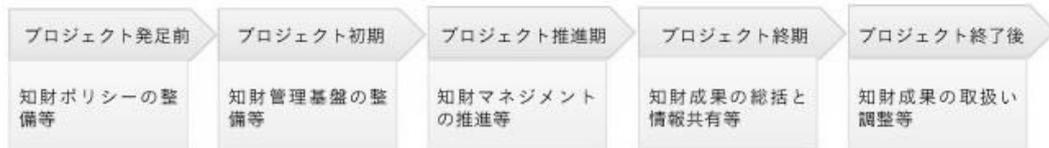


図 4 6 : 知的財産プロデューサーの業務の例



○知的財産プロデューサーによる主な支援内容

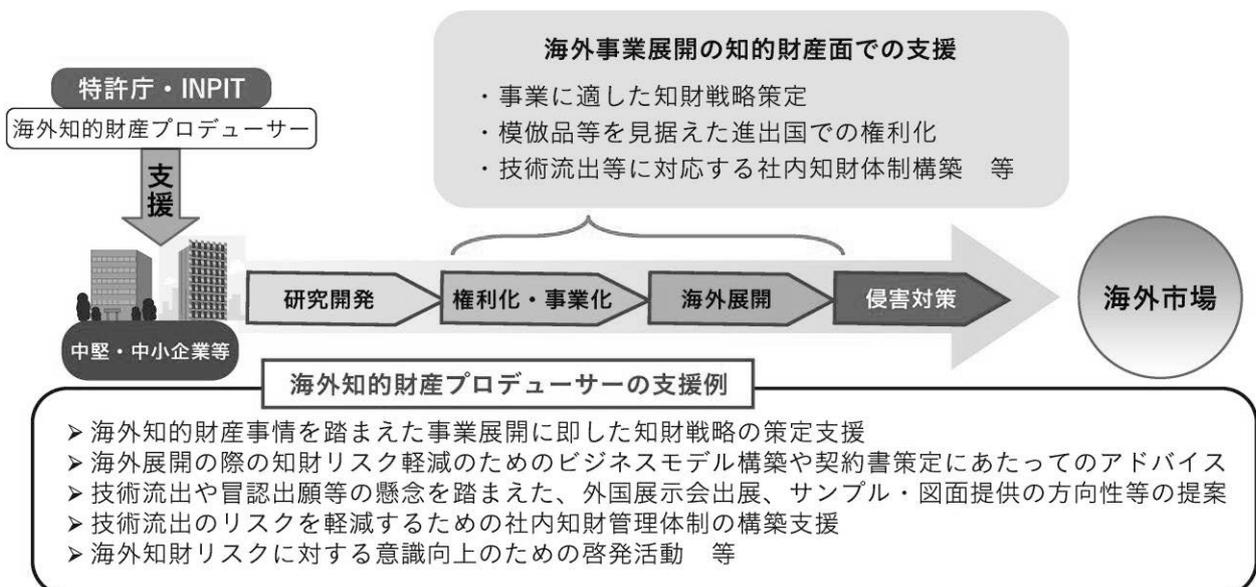


(2) 海外知的財産プロデューサー派遣事業

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。このような海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略

の策定等、知的財産全般の多様なマネジメント支援のため、2011 年度から、海外駐在経験、知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとして INPIT に配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている（参照：図 4 7）。2016 年度からは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が事務局を行う新

図 4 7 : 海外知的財産プロデューサー派遣事業



輸出大国コンソーシアムの参加機関として、全国の他の支援機関と連携しながら支援を行っている。

具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得すべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用方法（例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案）について支援している。

また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係について理解を広げるための講演も行っている。

◇2016年度実績

支援企業等 319社 講演等 94回

（3）地域団体商標制度

地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた地域ブランドを商標権として、より適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に、地域団体商標制度が施行された。

本制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によ

って、地域経済の持続的な活性化につながることを目指し、導入されたものである。

具体的には、地域名と商品（サービス）名のみからなる商標であっても、事業協同組合、NPO法人、商工会議所、商工会等によって、商品の産地である等の地域との密接な関連性を有する商品（サービス）に使用されたことにより、その商標が当該組合又はその構成員のものであると一定程度広く知られている場合には、商標登録を受けることができるというものである。

地域団体商標出願は、2006年4月1日に出願の受付を開始し、2017年3月末までに1,165件が出願され、605件について設定登録された（参照：図48）。

地域団体商標制度の更なる普及を促すため、2016年12月末までに商標登録された598件の商品やサービスの内容について紹介した冊子「地域団体商標事例集2017」を2017年3月に作成した。

また、2008年10月1日から初心者を対象とした商標制度及び地域団体商標制度周知用ビデオコンテンツをインターネット配信し、利用促進を図っている。

